

令和6年3月

# 総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和6年3月総会

## 萩市農業委員会総会議事録

3月1日（金） 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

### ○提出議案

- 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第14号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第15号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について  
議案第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について

### ○出席委員（18名）

|     |       |  |  |  |     |       |
|-----|-------|--|--|--|-----|-------|
|     |       |  |  |  | 2番  | 中野恵子  |
| 3番  | 長富繁美  |  |  |  | 4番  | 中原田知美 |
| 5番  | 品川民雄  |  |  |  | 6番  | 草野隆司  |
| 7番  | 岡崎弘明  |  |  |  | 8番  | 金子哲也  |
| 9番  | 横山喜一郎 |  |  |  | 10番 | 鈴川肇   |
| 11番 | 矢次利典  |  |  |  | 12番 | 守永正範  |
| 13番 | 烏田茂夫  |  |  |  | 14番 | 藤田芳昭  |
| 15番 | 大石博則  |  |  |  | 16番 | 原川久美子 |
| 17番 | 松田由美子 |  |  |  | 18番 | 尾木武夫  |
| 19番 | 片岡兼雄  |  |  |  |     |       |

### ○議事録署名委員

3番 長富 繁美

15番 大石 博則

### ○議 事

事務局長 ただいまから、令和6年3月定例総会を開催いたします  
本日、農業委員会委員18名中、18名の出席がありますので、  
総会が成立しています。議長は萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長をお願いいたします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。  
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員  
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、3番 長富委員、15番 大石委員に  
お願いいたします。  
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第12号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい  
て」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第12号第1項について説明いたします。議案は、  
2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

2月19日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進員さ  
ん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東へ約1.3kmに位置し、赤枠でお示し  
した箇所となります。

申請地は、●●●ほか2筆で、地目はすべての農地で登記・現況  
ともに畑で、面積の合計は252㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の  
種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、市外在住で高齢のた  
め営農の継続が困難であり、農業後継者もないため、自身が所有  
する借家にお住いの譲渡人へ借家物件とともに隣接する農地につい  
て売買による譲渡を検討しておられました。

譲受人の●●●さんは、譲渡人からの申し出に応じることとして、  
双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で奥様が●●●歳、農業経  
験年数はご夫婦ともにございません。農業従事日数はご夫婦ともに  
150日の予定となっております。

営農計画ですが、譲受人の●●●さんは、鮮魚の移動販売業を営んでおられることから、お刺身のツマ用の露地野菜等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在、保有機械がないため、今後、営農に必要な作業機械を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 8 番 この件につきまして、2月19日に●●●推進委員、事務局1名とで現地確認をしております。内容につきましては、事務局の説明のとおりでありまして、この写真を見ましても荒れる直前という状況です。この向こうに、先ほど話にありましたが、譲受人の住んでおられる借家がありまして、借家と同時に農地を購入されるということです。面積的にも2畝半ほどで、家庭菜園なり、先ほど話にありましたように鮮魚のツマ用の野菜を栽培するには十分な面積だと考えます。この農地が荒れるのを防ぐという観点からも、問題はなものであると思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

2月16日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約2kmの地点にあり、赤枠でお示した箇所となります。

申請地は、●●●ほか2筆で、地目は登記・現況ともに田が1筆で、面積は1,787㎡です。地目は登記・現況ともに畑が2筆で、畑の合計が113㎡です。全体の農地面積が1,900㎡になります。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは市外在住で農業後継者もおらず、市の空き家バンク制度を通じて、ご実家の住宅物件とともに農地を含めて売買による譲渡を検討しておられました。

譲受人の●●●さんは、この度、市の空き家バンク制度を通じて当該物件を取得されることとなり、●●●から●●●へ移住され、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数はありません。農業従事日数は120日の予定です。今後、籍を入れられるご予定の同居人の男性がおられ、年齢●●●歳で、農業経験年数は同じくありませんが、●●●では●●●等に出ておられたようで、ある程度の機械の操作には慣れておられるようです。機械等の農業従事日数が120日の予定となっております。

営農計画ですが、自家消費が中心となりますが、申請地において畑地については既に定植されている柚子の栽培や露地野菜を栽培し、田については農業法人等に技術指導をいただきながら水稻の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在、保有機械がないため、今後、営農に必要な作業機械を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第15番 この件につきまして、2月16日、事務局1名、●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員と私で、現地確認を行いました。内容につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりです。重複すると思いますが、譲渡人の●●●さんは、以前から●●●に住んでおられ、●●●の自宅を農地付きで●●●の空き家バンクに登録しておられました。譲受人の●●●さんは、農機具は持っておられないのですが、今まで耕作している●●●へ作業委託されることとし、今後法人に加入されることも考えてらっしゃるようです。また●●●さんには、●●●歳の同居人がおられ、●●●では●●●等の仕事をされていたということなので、こちらでも林業や農業をやりたいということでした。●●●も高齢化が進んでおり、オペレーターとしてとても貴重な人材となり、喜ばしいことと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
●●●の規模、構成員はどのようになっていますか。どのくらい耕作しているのですか。

事 務 局 今手元に資料がないので、明確な面積ではないのですが、確か20町くらいだったと思います。

議 長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

2月16日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約350mの地点にあり、赤枠で示した箇所となります。

申請地は、●●●ほか2筆で、地目は3筆ともに登記・現況が田で、面積の合計は6,682㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は2,3509.67㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。

譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外在住で農業後継者もいないため、現在、当該農地を利用権設定により耕作・管理していただいている譲受人へ売買による譲渡を検討しておられました。

譲受人の●●●さんは、長年、当該農地で営農を続けられ、引き続き営農を継続する意向があることから、譲渡人からの申し出を受け、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は40年、農業従事日数は150日です。息子さんが年齢●●●歳で農業経験年数6年、農業従事日数が60日となっております。

営農計画ですが、申請地において、これまでと同様に水稻の栽培を行われ、●●●へ出荷される予定です。

農機具の保有状況ですが、水稻栽培に必要な作業機械は一式保有されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第15番 この件につきましても、2月16日、事務局1名、●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員と私、それから●●●行政書士の立会いのもと現地確認をいたしました。内容につきましては、ただ

いま事務局から説明があったとおりでございます。重複する点もあるかと思いますが、譲渡人の●●●さんは県外在住で、今後帰ってくる予定もないため、以前から利用権設定をしていた●●●さんへ譲渡することとなりました。譲受人の●●●さんは●●●歳と高齢ですが、●●●に住んでいる息子さんや娘さんが手伝いに来ているのをよく見かけていますので、問題はないものと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長           これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長           ないようですので、採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長           全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長           議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項と第2項は関連がありますので、同時審議いたします。事務局は説明をお願いします。

事 務 局           それでは、議案第13号第1項及び第2項についてご説明します。議案は4ページです。本来でありますと、これは一つの申請書で申請されるのですが、許可書を別々に発行して欲しいということで、別々で申請されましたので、第1項、第2項というかたちにしておりますが、内容は同じ目的ですので、一緒に説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

2月15日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西へ650mの市道沿いに位置する第一種低層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない、周囲を宅地に囲まれた小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。



申請地は、第1項は●●●、地目は、登記現況とも畑、面積は190㎡外1筆、合計面積377㎡で、第2項は●●●、地目は、登記現況とも畑、面積は104㎡です。

申請地と宅地部分の一体利用地を含めた合計面積は1,212.86㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は、第1項は●●●の●●●さんで、第2項は●●●の持分1/2●●●さん外1名です。

●●●から西に250mほど行った、市道●●●線沿いにある農地となります。

写真の説明をいたします。

(写真の説明11枚)

転用目的ですが、宅地建物取引業の免許を持つ●●●さんが、宅地化が進行する申請地を買い受け、用途地域内で5区画の宅地分譲を行うため土地の造成を行うものです。

所有者の●●●さんたちは相続により譲り受け、また、県外に居住しているため、管理もできないことから売買に応じられたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側は●●●さん所有の畑がありますが、隣接農地承諾書も添付されており適当と思われます。

なお、東側に●●●さん所有の畑がありますが、現況宅地で庭になっており、特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、北側の市道から幅員5mの進入路95.99㎡を設けて、123.57㎡～269.11㎡の区画で5区画造成する計画です。

なお、4区画はこの進入路を利用しますが、一番小さい区画については、南側の市道●●●線からの進入となります。

宅地造成後の用排水計画ですが、住宅用地AからDの雨水は、整備する進入路内の側溝から、北側市道内の道路側溝へ放流し、汚水も、進入路を經由して北側市道内の公共下水道へ接続させ、住宅用地Eの雨水は、南側市道内の道路側溝へ放流し、汚水も、南側市道内の公共下水道へ接続させるもので適当です。

なお、宅地造成工事に伴い、出入口の側溝付け替えの道路工事施行承認申請、進入路内に作る溜枘から市道内の側溝に繋げるための排水溝設置の道路占用許可申請を萩市土木課に提出中です。

被害防除計画ですが、チップ及び真砂土を入れ地ならし程度で整地し、西側は一部生垣があり、北側は石垣、東・南側は既存のコンクリートブロック塀があるため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

なお、進入路はアスファルト舗装されます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 7 番 この件につきまして、2月15日、●●●委員、●●●推進委員、事務局、そして私とで現地確認をいたしました。内容につきましては、事務局から詳しい説明がありましたので、ほぼ言うことではないのですが、現況といたしましては、表から見るとどこに農地があるのかという状況で、私もよく通るのですが、数十年来大藪で、農地かわからないというような状況です。そして中には、神様の祠や井戸などあって、なかなか困難だと思いますが、宅建業者が入って造成をきちんとされて、この一帯がきれいになり、やぶ蚊に襲われないような場所になるのは大変良いことだと思っております。萩市内は、このように前から見たらわからないけれど、中に入ったら藪になって取り残された農地がたくさんあります。こういう農地につきましては、農地として復元するのはかなりむずかしいので、なるべくなら早めに整地等されて住みやすい環境にしたら良いのではないかと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。第1項、第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたので、ご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、新しい借り手が決まった新規契約のものと、3月31日に契約が満了し、4月1日から引き続き契約の更新手続きを行うものを上程するものです。公告は4月1日付となります。

別冊の資料のうち、はじめに農地中間管理事業による利用権設定状況(令和6年4月1日)の資料からご説明申し上げます。

令和6年4月1日に利用権設定されるものは、●●●地域と●●●●地域、そして●●●●地域において新規設定がございまして、総件数が12件、筆数が18筆、すべて地目が田で、面積の合計が38,962㎡となります。

各地域の利用権設定の内容につきましては、次のページに集積計画の内容を記載しております。中間管理事業に係る利用権設定については以上です。

続いて、別冊の利用権設定状況(令和6年4月1日)の資料をご覧ください。

この表は、地域別利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

件数が多いため、新規設定と更新を合わせた合計欄のうち、一番下の合計の数字を読み上げていきます。

4月1日に利用権設定されるものは、新規と更新がそれぞれありますが、総件数が303件、筆数が739筆、田の合計が1,10

2, 637 m<sup>2</sup>、畑の合計が22, 058 m<sup>2</sup>、田と畑を含めた全体の合計面積が1, 124, 695 m<sup>2</sup>となります。

利用権設定の内容につきましては、新規分、そして更新の順番で次のページ以降に各地域の集積計画の内容を記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。

この度利用権設定を受付するにあたって、傾向としましては、賃貸借から使用貸借に移行されたり、また賃貸借の額を安くされたり、例えば、2俵あったのが1俵になったりと、資材費の高騰に伴う影響をある程度反映しておりまして、実情にあわせたかたちで、貸し手、受け手それぞれ話しをされて申請を出されている状況でございます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第15号「令和6年度最適化活動の目標の設定について」を、議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第15号、「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）」についてご説明します。

本議案につきましては、農業委員会の適正な事務実施について、国が定めた項目に基づき、最適化活動の目標等を定めるもので、3月末までに決定することになっておりますが、目標設定の根拠となる令和5年度末の集積面積や遊休農地面積が確定していないため、今回は暫定値での設定でございます。

それでは7ページをご覧ください。7ページは、令和6年4月1日現在の農業委員会の状況で、萩市の耕地面積は4, 220 ha となっております。

つづきまして、8ページでございます。8ページの1、最適化活動の成果目標でございますが、(1)農地の集積の①は現状及び課題で、これまでの集積面積が1,704ha、集積率40.4%となっています。この集積面積は暫定値となります。②の目標でございますが、令和6年度末の集積率の目標が70%となっています。これは、山口県の集積目標に合わせたもので、かなりハードルの高い目標となっています。この目標を達成するためには、令和6年度中に新規の集積面積を1,250ha増やす必要があります。

次に、(2)遊休農地の解消の①は現状及び課題で、現在の1号遊休農地の面積は36haとなっており、このうち、草刈り等で直ちに耕作可能な緑区分の遊休農地が23ha、基盤整備等を行えば耕作可能となる黄区分の遊休農地が13haとなっております。この遊休農地面積は暫定値となります。②の目標では、緑区分の遊休農地の解消目標面積が5haとなっております。解消するためには、耕作再開か農地中間管理機構への貸付を行う必要があります。

また、黄区分の遊休農地13haについて、解消のための工程表の策定方針ですが、「利用状況調査において現況を確認し、所有者の意向や周辺農地の営農状況を把握した上で今後の土地利用について検討する」といたします。また、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積は、利用意向調査を行った農地面積の1.0haとなっております。

つづきまして、9ページでございます。9ページの(3)、新規参入の促進の①は現状及び課題で、記載のとおりです。令和5年度の新規参入者は、13経営体、3.4haの参入面積となりました。②の目標でございますが、平成30年度から令和2年度の権利移動面積、これは農地法3条許可及び農用地利用集積計画によって権利の設定が行われた農地面積となりますが、この3年間の平均が270haでございます。目標面積はこの270haの1割以上で、27.1haといたしました。これは、令和6年度中に、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得て公表する農地の目標面積となりますが、暫定値でございます。

つづきまして、9ページ中段の2、最適化活動の活動目標の(1)、農業委員及び推進委員が最適化活動を行う日数の目標ですが、1月当たり7日としております。これは、国からの通知により、前年度実績を上回る日数にする必要があることから、前年度実績6.64日を上回る7日に設定するものです。

(2)の活動強化月間は、8月から10月の3回を設定、(3)の新規参入者相談会への参加目標は1回で、山口県及びやまぐち農林振興公社が開催する相談会への参加をお願いするものでございます。

今回は暫定値での設定となっておりますので、令和5年度の集積面積、遊休農地面積が確定しましたら、改めて議案として提出する予定です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第15号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり承認いたしました。

### (報告事案-3)

議 長 議案第16号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 議案第16「農地法第18条第6項の規定による通知について」をご説明します。議案は11ページです。

本日は、9件の合意解約が提出されております。

それでは、第1項をご説明いたします。対象農地は、●●●で、地目は登記、現況が畑で面積は1,504㎡、賃貸人は●●●の●●●さんで、解約後は所有者の●●●さんが自ら耕作されます。

続いて、第2項をご説明いたします。対象農地は、●●●ほか3筆で、4筆ともに地目は登記、現況が田で面積の合計は8,042㎡、賃貸人は●●●の●●●さんで、解約後は別の担い手が耕作されます。

続いて、第3項並びに第4項は関連がありますので一括してご説明いたします。

対象農地は、●●●ほか2筆で、3筆ともに地目は登記、現況が田で面積の合計は5,942㎡です。

中間管理事業により公益財団法人やまぐち農林振興公社を介して利用権設定を行っていたものの合意解約で、賃借人は●●●の●●●

●さんで、賃貸人が同じく●●●の●●●さんです。解約後は別の担い手が耕作されます。

続いて、第5項をご説明いたします。本案件は、先ほどの議案第12号の3条許可の審議における第3項に関連する合意解約です。対象農地は、●●●ほか2筆で、地目は3筆ともに登記、現況が田で面積の合計は6,682㎡です。賃貸人は●●●の●●●さんで、解約後は賃借人である●●●さんが取得し、継続して耕作されます。

続いて、第6項並びに第7項は関連がありますので一括してご説明いたします。

本案件も、先ほどの議案第12号の3条許可の審議における第2項に関連する合意解約となります。対象農地は、●●●で、地目は登記、現況ともに田で面積は1,787㎡です。

中間管理事業により公益財団法人やまぐち農林振興公社を介して利用権設定を行っていたものの合意解約で、賃借人は●●●の●●●●さんで、賃貸人が●●●の●●●さんです。解約後は別の担い手が耕作されます。

続いて、第8項並びに第9項は関連がありますので一括してご説明いたします。

対象農地は、●●●ほか6筆で、7筆ともに地目は登記、現況が田で面積の合計は6,458㎡です。

中間管理事業により公益財団法人やまぐち農林振興公社を介して利用権設定を行っていたものの合意解約で、賃借人は●●●の●●●●さんで、賃貸人が同じく●●●の●●●さんです。解約後は別の担い手が耕作されます。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。  
それぞれの合意解約で別の人が耕作するということですが、ほぼ見通しがつくのですか。

事 務 局 今回は利用権設定の新規の契約の中に入っていますので、見通しはついております。

議 長 わかりました。発言はございませんか。  
(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第16号の報告は終わります。

議 長        以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了  
いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時8分 閉会